

経営基盤確立計画

平成19年3月16日
(財)さいたま緑のトラスト協会

1 経営方針

- ① さいたま緑のトラスト運動を推進します。
- ② 緑地管理機構としての緑地管理業務を推進します。
- ③ さいたま緑のトラスト運動に関連する活動を支援します。

参考:さいたま緑のトラスト運動




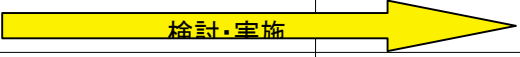
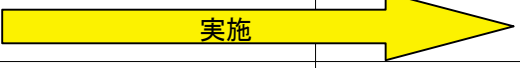
県民が主体となって行う県内の優れた自然や歴史的環境を保全する活動

2 経営目標

- ① 県民に支援され、主体的な参加を促す、魅力ある事業を展開します。
- ② ボランティア研修を実施し、ボランティアとの連携を強めます。
- ③ 会員を大幅に拡大するとともに寄附収入による自主財源の確保を図ります。
- ④ トラスト保全地管理業務の効率化と県保全地以外の緑地保全事業の検討を行います。
- ⑤ 埼玉県や市町村のイベント等を通して運動の普及啓発を行います。

<数値目標>			
	平成19年度末目標	平成20年度末目標	平成21年度末目標
・県民参加のイベント	13回/年度	15回/年度	15回/年度
・ボランティア組織	8か所	9か所	10か所
	(うち1つは、企画・運営ボランティア組織:通称0号地)		
・ボランティアスタッフ	160人	180人	200人
・会費収入	609万円/年度	720万円/年度	880万円/年度
・会員数	3,000人・団体	4,000人・団体	5,000人・団体
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 5px;">{</div> <div style="margin-right: 5px;"> 会員数:個人会員 会員数:法人会員 自主財源比率 </div> </div>	2,800人	3,750人	4,700人
	200団体	250団体	300団体
	19%	22%	30%
・イベント等活用の普及啓発	6回/年度	8回/年度	10回/年度
	(ふるさと農林まつり・市民まつり等への参加)		

3 事業計画・実施方策

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
① 普及啓発活動の充実 ・広報誌の発行、自然観察会の開催 ・計画実施にあたり、事務局・ボランティアスタッフ及び県との連携体制の構築を行う			
② ボランティアスタッフ研修会の実施 ・研修事業の継続と研修終了者の協力体制の確保			
③ 会員サービスの充実 ・会員数3,000人への対応システムの構築		会員数4,000人への対応	会員数5,000人への対応
④ 事業の実施 ・ボランティアスタッフとの連携による県委託事業の効率的な実施 ・県保全地以外の緑地保全事業の検討			
			
⑤ 県・市町村・各種団体の事業への参加 ・普及啓発活動のやり方の定型化(実績検証)			
⑥ 事務所移転後の県との連携体制構築 ・平成20年度以降の事務所と執行体制を検討			

4 収支計画

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県委託料・補助金	26,600	27,600	22,600
会費等自主財源	6,089	7,800	9,480
繰越金	7,000	7,000	7,000
当期収入計	39,689	42,400	39,080
事業費	16,008	17,819	19,219
普及啓発事業	4,334	5,000	5,000
調査研究事業	265	300	500
ボランティア活動事業	190	300	500
受託事業	11,219	12,219	13,219
管理費	16,681	17,581	12,861
当期支出計	32,689	35,400	32,080
当期収支差額*	0	0	0
次期繰越収支差額	7,000	7,000	7,000

(管理する保全地数) 7か所 8か所 9か所

*「当期収支差額」は「当期収入から繰越金を除いたもの」と「当期支出」を比較したもの

5 県財政支出

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託費	11,219	12,219	21,600
保全地管理	7,000	8,000	13,500
募金活動	4,219	4,219	8,100
協会補助金	15,381	15,381	1,000
合計	26,600	27,600	22,600

6 組織・職員数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
組織・職員数	事務局長1、非常勤2、 臨時職員1	事務局長1、事業課長1、 非常勤1、臨時職員1	事務局長1、事業課長1、 非常勤1、臨時職員2
	上記のうち県派遣 1人	上記のうち県派遣 1人	上記のうち県派遣 0人(*2)

*1 ボランティアスタッフとの連携を強化するため、平成19年4月1日、事務所を埼玉県浦和地方庁舎(さいたま市浦和区)に移転

*2 県職員の派遣の廃止は、保全地等の財産の帰属や寄附金の受入方法など、協会が独立して運営できる態勢を整備した上で実施

7 改革への取り組み

・事務局・ボランティアスタッフ及び県との連携により会員に魅力的なサービスを展開する。

(会費納入の簡素化、継続会員へのサービス、会員先行予約の検討等)

・トラスト協会の独自の基金を設置し、公益法人への移行と併せて、寄附受入体制を整え、県基金を協会に移管することを検討する。

・平成21年度に想定している県派遣職員の廃止に合わせ、委託事業に諸経費を含めて受託する。